

一級地	地域区分	児童発達支援	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)であるものに限る。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千二百二十四
			指定児童発達支援事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十四
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	千分の千二百二十二
				主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千二百二十四
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合又は主として難聴児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二

○厚生労働省告示第八十四号
 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号)、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号)及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号)の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成二十四年厚生労働省告示第百二十八号)の一部を次のように改正し、平成二十八年四月一日から適用する。
 平成二十八年三月二十四日
 厚生労働大臣 塩崎 恭久

二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二
二級地	児童発達支援	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合	千分の千九十九
				主として重症心身障害児を通わせる場合	千分の千二百二十二

				四級地									
障害児入所支援		保育所等訪問支援		医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)		放課後等デイサービス		児童発達支援		障害児相談支援			
指定福祉型障害児入所施設において行う場合		指定福祉型障害児入所施設において行う場合		指定発達支援医療機関において行う場合を含む。		指定発達支援医療機関において行う場合を含む。		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合			
主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として知的障害のある児童を入所させる場合		主として重症心身障害児以外を主として通わせる場合		主として重症心身障害児以外を主として通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を主として通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を主として通わせる場合		主として自閉症児を入所させる場合	
当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合	
千分の千七十四		千分の千六十七		千分の千七十四		千分の千九十一		千分の千七十二		千分の千九十一		千分の千九十二	

				五級地									
児童発達支援		児童発達支援		障害児相談支援		障害児相談支援		児童発達支援		児童発達支援			
指定児童発達支援事業所等において行う場合		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合		指定発達支援医療機関において行う場合を含む。		指定発達支援医療機関において行う場合を含む。		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合		指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合			
主として重症心身障害児を主として通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を主として通わせる場合		主として重症心身障害児以外を主として通わせる場合		主として重症心身障害児以外を主として通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を主として通わせる場合		主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を主として通わせる場合		主として自閉症児を入所させる場合	
当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設に併設する施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合		当該施設が単独施設である指定福祉型施設において行う場合	
千分の千七十六		千分の千六十		千分の千七十六		千分の千七十二		千分の千七十七		千分の千七十四		千分の千七十三	

障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児 を主として入所させる場合	当該施設に併設する 指定福祉施設 において行う場合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	当該施設が単独施 設である指定福祉 施設において行う場 合	主として自閉症児を入所させ る場合	主として 盲児を入 所させる 場合	主として 知的障害 のある児 を主として 入所させる 場合	主として 知的障害 のある児 を主として 入所させる 場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場 合	主として重症心身障害児を 通わせる場 合	保育所等訪問支援	指定福祉型障害児入 所施設において行う 場合	障害児入 所支援	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等サービス	児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	千分の千	千分の千	千分の千六十一	千分の千六十四	千分の千六十二	千分の千六十二	千分の千六十一	千分の千五十五	千分の千六十一	千分の千六十二	千分の千五十六	千分の千六十二	千分の千七十六	千分の千六十	千分の千
																			千分の千六十	千分の千	千分の千六十一	千分の千六十四	千分の千六十二	千分の千六十二	千分の千六十一	千分の千五十五	千分の千六十一	千分の千六十二	千分の千五十六	千分の千六十二	千分の千七十六	千分の千六十	千分の千			

障害児入所支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	主として盲児を入所させる場合	当該施設に併設する指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉施設において行う場合	主として自閉症児を入所させる場合	主として盲児を入所させる場合	主として知的障害のある児を主として入所させる場合	主として知的障害のある児を主として入所させる場合	主として重症心身障害児以外 の障害児を 通わせる場 合	主として重症心身障害児を 通わせる場 合	保育所等訪問支援	指定福祉型障害児入所施設において行う場合	障害児入所支援	医療型児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等サービス	児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	児童発達支援 (指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	千分の千三十六	千分の千三十七	千分の千三十三	千分の千三十七	千分の千三十七	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千三十六	千分の千三十六	千分の千四十六	千分の千三十七	千分の千三十七
																						千分の千三十六	千分の千三十七	千分の千三十三	千分の千三十七	千分の千三十七	千分の千三十七	千分の千三十六	千分の千三十六	千分の千三十六	千分の千四十六	千分の千三十七	千分の千三十七	

六級地

七 級 地	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合		当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七
		指定医療型障害児入所施設において行う場合を含む。	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十九	
七 級 地	児童発達支援	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合	主として難聴児若しくは重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十七
		指定児童発達支援事業所等において行う場合	主として重症心身障害児を通わせる場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合	千分の千三十九	
七 級 地	医療型児童発達支援(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	放課後等デイサービス	主として重症心身障害児以外の障害児を通わせる場合		千分の千二十八	千分の千
			主として重症心身障害児を通わせる場合		千分の千二十三	
七 級 地	保育所等訪問支援	障害児入所施設において行う場合	主として知的障害のある児童を入所させる場合		千分の千十七	千分の千十九
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合		千分の千十九	

備考 この表の中欄に掲げる支援の種類は、法第六条の二の二第一項から第六項まで、第七条第二項及び第四十三条又は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所基準」という。)第五条第一項、第六条第一項及び第三十七条若しくは児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十六号)第二条第一号及び第二号並びに第三十四条第八号に定めるところによる。

その他	障害児相談支援	指定医療型障害児入所施設において行う場合(指定発達支援医療機関において行う場合を含む。)	主として肢体不自由のある児童を入所させる場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			千分の千十九
				当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			
その他	児童発達支援	指定児童発達支援事業所(児童発達支援センター)において行う場合	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			千分の千十八	
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合				千分の千十八
その他	医療型児童発達支援	放課後等デイサービス	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			千分の千	
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合				千分の千十八
その他	保育所等訪問支援	障害児入所施設	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			千分の千十七	
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合				千分の千十七
その他	障害児相談支援	指定発達支援医療機関において行う場合を含む。	当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合			千分の千十八	
			当該施設が単独施設である指定福祉型障害児入所施設において行う場合				千分の千十八

第二号の表を次のように改める。

四級地										三級地										二級地										一級地	地域区分
奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	三重県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	兵庫県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	大阪府	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	東京都	特別区	都道府県				
天理市	神戸市	豊中市、吹田市、寝屋川市、箕面市、羽曳野市、高石市	京田辺市	鈴鹿市	相模原市、藤沢市、海老名市、座間市、綾瀬市	立川市、昭島市、東大和市	船橋市、浦安市	東松山市、朝霞市	牛久市	西宮市、芦屋市、宝塚市	池田市、高槻市、大東市、門真市	名古屋市、豊明市	鎌倉市	八王子市、青梅市、府中市、東村山市、国立市、福生市、稲城市、西	千葉市、成田市、習志野市、八千代市	さいたま市、志木市	守谷市	大阪市、守口市	刈谷市、豊田市	横浜市、川崎市、厚木市	武蔵野市、調布市、町田市、小平市、日野市、国分寺市、狛江市、清	瀬市、東久留米市、多摩市	袖ヶ浦市、印西市	和光市	取手市、つくば市	特別区	都道府県				

六級地										五級地																	
愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	神奈川県	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	福岡県	広島県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県	愛知県	神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	茨城県	宮城県	多賀城市
岡崎市、瀬戸市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、安城市、犬山市、江南市、大府市、田原市、弥富市、豊山町	静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市	岐阜市	塩尻市	甲府市	三浦市、秦野市、伊勢原市、葉山町、二宮町	野田市、茂原市、東金市、柏市、流山市、白井市、酒々井町、栄町	川越市、川口市、行田市、所沢市、飯能市、加須市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、滑川町、鳩山町、杉戸町	高崎市	宇都宮市、大田原市、下野市	古河市、ひたちなか市、神栖市	仙台市	福岡市、春日市、福津市	広島市、府中町	奈良市、大和郡山市	尼崎市、伊丹市、川西市、三田市	堺市、枚方市、茨木市、八尾市、松原市、摂津市、東大阪市、柏原市、交野市	京都市	大津市、草津市、栗東市	四日市市	西尾市、知多市、みよし市	横須賀市、平塚市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、寒川町	三鷹市、小金井市、あきる野市	市川市、松戸市、佐倉市、市原市、富津市、四街道市	新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、ふじみ野市、三芳町	水戸市、日立市、土浦市、龍ヶ崎市	多賀城市	

																	七級地									
三重県	愛知県	静岡県	岐阜県	長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	宮城県	北海道	福岡県	香川県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県
名張市、伊賀市	豊橋市、一宮市、飛島村、愛西市、飛島村	浜松市、三島市、富士宮市、富士市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市	大垣市、多治見市、美濃加茂市、各務原市、可児市	長野市、松本市、諏訪市、伊那市	南アルプス市	福井市	金沢市、内灘町	富山市	新潟市	武蔵村山市	木更津市、君津市、八街市	熊谷市	前橋市、太田市、渋川市	栃木市、鹿沼市、小山市、真岡市	笠間市、鹿嶋市、筑西市	名取市	札幌市	太宰府市、糸島市、新宮町、粕屋町	高松市	和歌山市、橋本市	大和高田市、橿原市、香芝市、王寺町	明石市、赤穂市	岸和田市、貝塚市、泉大津市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、和泉市、藤井寺市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町、太子町	宇治市、亀岡市、向日市、長岡京市、木津川市	彦根市、守山市、甲賀市	津市、桑名市、亀山市

第三号中「平成二十七年」を「平成二十八年」に改める。

その他	府県	長崎県	福岡県	香川県	徳島県	山口県	広島県	岡山県	奈良県	兵庫県	大阪府	滋賀県
全ての都道	長崎県	北九州市、筑紫野市、宇美町	坂出市	徳島市、鳴門市、阿南市	周南市	三原市、東広島市、廿日市市、海田町、坂町	岡山市	桜井市、宇陀市、斑鳩町	姫路市、加古川市、三木市	四條驛市	長浜市、東近江市	